

様式第 5 号（第 1 1 条、第 1 2 条関係）

地方就職支援金交付申請書（決定通知書再交付申請書）

年 月 日

那珂市長 様

那珂市わくわく茨城移住支援金及び茨城県地方就職学生支援金交付要綱第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話 番号	
(茨城県内に転入済み の場合) 転入前の住所	〒		
メールアドレス			
卒業(予定)大学・大学院 及び学部・専攻科			
卒業・修了(予定)日	年 月 日		
転入(予定)日	年 月 日		
移住前の住民票の所在について (どちらかに○) ※在学中の場合は、現在の状況	A. 那珂市に元からある	B. 他地域にあった(ある)	

2 勤務先

企業名及び所在地	企業名	
	所在地(A)	
勤務(予定)地(B)	上記所在地と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)	
就業開始(予定)日	年 月 日	

3 就職活動の状況（交通費を申請する場合のみ記載）

（1）就職活動等訪問先

訪問先	(A) と同じ ・ (B) と同じ ・ それ以外の場所
	(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)
就職活動等実施日	年 月 日
内定日	年 月 日

（2）移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「茨城県地方就職学生支援事業に係る個人情報」の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から1年以上継続して、那珂市に居住する意思について。（在学中に申請する場合は、卒業・修了後に、交付要綱に定める要件を満たす企業等に就職し、那珂市に移住した上で、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上継続して居住する意思について。）	A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

5 就職支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください。）

(1) 地方就職支援金（交通費） 金 円

※一律4,260円

(2) 地方就職支援金（移転費） 金 円

※上限額は、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は、移転に要した実費の金額

証明できない場合は、移転に要した実費の金額又は66,000円のいずれか低い金額

(1) + (2) 地方就職支援金合計 金 円

管理コード（茨城県及び那珂市使用欄）	
--------------------	--

(様式第 5 号 別紙 1)

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 茨城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び那珂市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、那珂市わくわく茨城移住支援金及び茨城県地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に那珂市に転入しなかった場合 (ただし、申請時に既に那珂市に住民票がある場合を除く)
 - (4) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から 1 年以内に辞した場合 (ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)
 - (5) 転入日から 1 年以内に那珂市から転出した場合 (ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 1 年以内に那珂市から転出した場合)

(様式第 5 号 別紙 2)

茨城県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び那珂市は、茨城県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、茨城県及び那珂市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び那珂市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。